

# 自治体による事業系ごみ減量・リサイクル施策の実施実態と比較評価

金谷研究室 0612027 立花 佳大

## 1. 背景・論点

わが国では、毎年 5000 万 t を超える一般廃棄物が排出されている。2006 年度における一般廃棄物総排出量は 5203 万 t であり、そのうち約 3 割に当たる 1581 万 t を事業系一般廃棄物(以下事業系ごみ)が占めている。ここ数年、3 割前後で推移しており、清掃施設への負荷や経費の問題を考えると、その減量・リサイクル施策への取組は急務となっている。

近年、費用負担に対する厳しい目が向けられている状況において家庭系ごみには有料化や細分別など厳しい対策が打ち出されている一方で、事業系ごみ対策を推進しないことは市民からの不信感を高めることになり、廃棄物推進委員会でも市民委員から減量を多く指摘されている。ごみ処理に必要な経費削減や将来のごみ減量を考慮すると、特に事業系ごみ、並びに厨芥類の減量化が重要となっている。

しかし、事業系ごみ対策については、基本情報は先行研究である程度明らかにされているが、自治体を実施する事業系ごみ対策の全国的な実施実態は明らかにされていない。

## 2. 研究の目的・意義

そこで本研究では、以下の 2 点を目的とする。

目的 1: 各自治体が行っている減量・リサイクル施策の実施実態を明らかにすること

目的 2: 各自治体の事業系ごみ減量施策の取組状況とごみ削減量等の関係を比較評価し、各自治体で減量・リサイクル施策を行う上で有効な減量・リサイクル施策を示すこと

本研究の意義は、各自治体が行う事業系ごみ減量・リサイクル施策の実施実態を把握することにより、まだ事業系ごみ対策を行っていない自治体、または既に行っている自治体にとって他市の減量・リサイクル施策取組状況を把握する上で有効な研究となる。また、各自治体が行う施策を比較評価することによってこれから減量・リサイクル施策を行っていく自治体にとって有効な施策の提言や各自治体単位での対策を導く上で有効な研究となる。

## 3. 研究方法

本研究の目的を次のような方法で達成する。

### (1) 対象の選定

事業系ごみ対策が率先して行われている人口 30 万人以上の市制施行自治体 70 市は全て調査対象と

する。また、30 万人未満の市制施行自治体は全て調査することは困難であるため、総務省統計局の 2006 年度都道府県・市町村別統計表を基に、ほぼ同数を乱数により段階抽出する。具体的には 20 万人台(40 市)から 50%(20 市)、10 万人台(145 市)から 15%(21 市)、9 万人台以下(501 市)からは 5%(25 市)をそれぞれ抽出する。なお、東京都 23 区は東京都二十三区清掃一部事務組合において総括的にごみ処理を行っているため 1 市とし、計 137 市を調査対象とする。

### (2) アンケート票の作成と実施

事業系ごみ減量施策のアンケート調査の実施実態を明らかにするため、アンケート調査を実施する。アンケート票は調査対象のうち、電話によりアンケート調査協力を依頼し、了承して頂いた 132 市に送付した。アンケート調査の結果について回答の確認

表 1 アンケート質問項目

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1.ごみの量について			
2	分別区分に応じた組成	記述式	n=14
2.ごみ処理手数料について			
1	処理手数料改定時期	記述式	n=79
2	中・小規模事業者に対して処理料金低(設定しているか)	選択式	n=87
3	中・小規模事業者への処理手数料(上記質問で「はい」と答えた自治体のみ)	選択式	n=2
4	処理手数料改定理由	選択式(複数回答可)	n=82
5	処理手数料改定の最大の理由	選択式	n=82
6	処理手数料改定後の事業系ごみ処理量	選択式	n=85
7	処理手数料改定する方向で検討しているか	選択式	n=88
3.清掃工場への搬入規制			
1	清掃工場への搬入規制実施の有無	選択式	n=91
2	搬入規制の開始時期と搬入規制対象物	記述式	n=46,63
3	搬入規制根拠の名称	選択式(複数回答可)	n=71
4	搬入規制対象物に係る搬入物検査実施の有無	選択式	n=92
5	搬入物検査の頻度及び定期・不定期について	選択式	n=56
6	搬入物検査実施前と実施後のごみ処理量	選択式	n=54
7	搬入規制実施年度の前年度と次年度の事業系可燃ごみ処理量	記述式	n=26
8	3-1で「はい」と答えた自治体のみ 古紙回収業者の連絡先リスト等の作成・公表実施の有無	選択式	n=38
4.大規模事業者への対策			
1	大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施の有無	選択式	n=92
2	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 減量計画書提出義務付けの開始年度と大規模事業者の定義	記述式	n=56, 79
3	減量マニュアル(手引き)の作成・配布実施の有無	選択式	n=65
4	大規模事業者と中・小規模事業者を区別して減量マニュアルを作成しているか	選択式	n=39
5	減量マニュアルHPで公開しているか	記述式	n=50
6	大規模事業者への義務付けについて規定された条例は3-3の条例と同じものか	選択式	n=57
7	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 大規模事業者への義務付けについて規定した条例名	記述式	n=32
8	大規模事業者への訪問指導実施の有無	選択式	n=73
9	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 訪問指導の頻度	選択式	n=46
10	訪問指導の際チェック項目票使用しているか	選択式	n=43
11	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 訪問指導の際チェックする内容	記述式	n=11
12	廃棄物管理責任者の職務内容	記述式	n=44
13	廃棄物管理責任者を対象とする研修会実施の有無	選択式	n=71
14	研修会開催頻度	選択式	n=19
5.中・小規模事業者への対策			
1	中・小規模事業者向けの説明会実施の有無	選択式	n=88
2	説明会の開催頻度	選択式	n=5
3	その他中・小規模事業者への対策	自由記述	n=20
6.有料指定袋制について			
1	有料指定袋制実施の有無	選択式(複数回答可)	n=90
2	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 有料指定袋制導入した理由	選択式	n=16
3	有料指定袋制実施後の事業系ごみ処理量	選択式	n=11
4	袋1枚ごとの手数料(サイズごと)	記述式	n=10
5	現在の手数料が適用された時期	記述式	n=15

表2 追加アンケート項目

関連項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
2.ごみ処理手数料について			
1	ごみ処理手数料の施行年月日	記述式	n=71
2	税込みの品目別処理手数料	記述式	n=53
2	処理手数料について、許可業者への減免制度実施の有無	選択式	n=53
2	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ減免率	選択式	n=3

及び追加の質問を行うために追加アンケート調査を実施した。追加アンケート回収数は71件である。アンケート調査は平成21年9月14日～10月30日、追加アンケート調査は平成21年12月7日～12月14日に実施した。アンケート調査の質問内容を表1に、追加アンケート調査質問内容を表2にそれぞれ示す。

4. 結果及び考察

(1) 自治体の事業系ごみ減量施策実施実態

事業系ごみ減量施策の実施実態についてアンケートを行った結果、主に10点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる3点について以下に記す。

1) ごみ処理手数料について

ごみ処理手数料の改定年度について表3に、ごみ処理手数料改定の最大の改定理由について表4にそれぞれ示す。表3から、処理手数料は近年改定の動きが高まっていることがわかる。また、表4から「ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定」が改定の目的として最も多く、54%となっている。処理手数料の改定は社会的事業活動に与える影響が大きいため、十分に検討された上で改定されているものと考えられる。

表3 ごみ処理手数料改定年度(n=79)

処理手数料改定年度	回答自治体数	回答率
1992年～1994年	2	3%
1995年～1997年	5	6%
1998年～2000年	6	8%
2001年～2003年	15	19%
2004年～2006年	19	24%
2007年～2009年	32	41%
合計	79	100%

表4 ごみ処理手数料改定の最大の理由(n=82)

処理手数料改定の最大の理由	回答自治体数	回答率
ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定	44	54%
事業系ごみ減量のため	13	16%
近隣の自治体が設定している料金とバランスを保つため	9	11%
財源確保(財政負担軽減)のため	1	1%
老朽化した処理施設に代わる新施設の建設に伴う費用確保のため	0	0%
その他	15	18%
合計	82	100%

2) 搬入規制について

搬入規制実施の有無について表5に、人口規模別における搬入規制実施状況について表6に、搬入規制対象について表7に、搬入規制実施年度の前

年度と次年度の事業系可燃ごみ増減割合について表8にそれぞれ示す。なお、表6中の「割合」とは、表5「搬入規制実施の有無」で「はい」もしくは「いいえ」と回答した自治体(81市)に対する割合を表す。表5、表6から全体の55%の自治体で搬入規制が行われていることがわかる。そのうち、30万人台以上の自治体では全体の6割を超えている。表7のように事業系古紙を搬入規制としている自治体は28市ある。表8より、事業系古紙を搬入規制対象としている28市のうち、事業系可燃ごみ量の増減割合は+2.9%から-38.4%と様々であるが、減少した自治体は95%、増加した自治体は4%であり、殆どの自治体で減少していることがわかる。また、平均で約10%減少していることから、搬入規制の実施は事業系可燃ごみの減量につながるものと考えられる。

表5 搬入規制実施の有無(n=62)

搬入規制実施しているか	回答自治体数	回答率
はい	50	55%
いいえ	31	34%
その他	10	11%
合計	91	100%

表6 人口規模別における搬入規制実施状況(n=50)

搬入規制実施状況	実施自治体数	割合
30万人以上	36	64%
20万人台	6	54%
10万人台	6	45%
9万人台以下	2	17%

表7 搬入規制対象(n=62)

搬入規制対象	回答自治体数	回答率
事業系古紙	28	45%
事業系食品廃棄物	1	2%
その他	33	53%
合計	62	100%

表8 搬入規制実施年度の前年度と次年度の事業系可燃ごみ増減割合

自治体	減少割合(%)
BC市	-38.4
横浜市	-25.2
大和市	-22.5
AE市	-13.6
いわき市	-13.1
AD市	-11.0
岡崎市	-10.9
I市	-9.4
新潟市	-8.3
宇都宮市	-7.9
松山市	-6.8
BS市	-6.8
BP市	-6.3
X市	-6.1
CD市	-4.8
N市	-4.0
倉敷市	-3.9
さいたま市	-3.8
AJ市	-1.7
吹田市	-1.5
那覇市	2.9
平均	-9.7

3) 大規模事業者への対策について

大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施の有無について表 9 に、人口規模別における減量計画書提出義務付け実施状況について表 10 に、大規模事業者への訪問指導実施の有無について表 11 に、減量マニュアルの作成・配布実施の有無について表 12 に、大規模事業者と中・小規模事業者とで減量マニュアルを区別しているかについて表 13 に、廃棄物管理責任者の職務内容について表 14 に、廃棄物管理責任者を対象とする研修会を実施しているかについて表 15 にそれぞれ示す。なお、表 10 中の「割合」とは、表 9 において回答のあった 92 市の中で、規模別の自治体に対する割合を表す。表 9、表 10 から大規模事業者に対して減量計画提出義務付けを行っている自治体は全体の 60% を超えていることがわかる。そのうち、30 万人台以上の自治体は全体の 80% に上っている。表 11 から、訪問指導を行っている自治体は全体の 60% であることがわかる。また、表 12、表 13 から事業系ごみの減量化に向けたマニュアルの作成・配布を行っている自治体も全体の 6 割であるが、そのうち大規模事業者と中・小規模事業者とで区別している自治体は約 1 割しかないことがわかる。表 14 より、廃棄物管理責任者の職務内容について規定している自治体は全体の約 4 割であり、表 15 から廃棄物管理責任者を対象とする研修会を実施している自治体は全体の 25% となっていることがわかる。

表 9 大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施の有無(n=92)

大規模事業者への減量計画書提出義務付け行っているか	回答自治体数	回答率
はい	60	65%
いいえ	32	35%
合計	92	100%

表 10 人口規模別における減量計画書提出義務付け実施状況(n=60)

大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施状況	実施自治体数	割合
30万人以上	45	80%
20万人台	9	69%
10万人台	4	36%
9万人台以下	2	17%

表 11 大規模事業者への訪問指導実施の有無(n=73)

大規模事業者への訪問指導行っているか	回答自治体数	回答率
はい	46	63%
いいえ	27	37%
合計	73	100%

表 12 減量マニュアルの作成・配布実施の有無(n=49)

減量マニュアル作成・配布実施の有無	回答自治体数	回答率
はい	39	60%
いいえ	26	40%
合計	65	100%

表 13 大規模事業者と中・小規模事業者とで減量マニュアルを区別しているか(n=39)

大規模事業者と中・小規模事業者とで減量マニュアルを区別しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	33	85%
はい	5	13%
その他	1	3%
合計	39	100%

表 14 廃棄物管理責任者の職務内容(n=44)

廃棄物管理責任者の職務内容	回答自治体数	回答率
計画	28	64%
教育・指導	20	45%
折衝・契約・調整	12	27%
廃棄物管理責任者は置いていない	9	20%
事務所内でのごみの減量・資源化及び適正な処理に関する業務に取り組み	7	16%
点検	4	9%

表 15 廃棄物管理責任者を対象とする研修会を行っているか(n=71)

廃棄物管理責任者を対象とする研修会を実施しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	53	75%
はい	18	25%
合計	71	100%

4) その他特色ある対策について

1)~3)以外の、特色ある対策について表 16 に示す。

表 16 その他特色ある対策(n=10) (カッコ内の数字は自治体数)

自由記述の内容	筆者による分類
事業所から出る古紙のリサイクルシステム構築に向けた支援策として事業系古紙リサイクル奨励金制度(登録団体)を実施(1)	事業系古紙の減量化対策
事業系ごみの再生可能な紙類の回収庫を市内に4箇所設置し、無料で受け入れている。(1)	パンフレットの作成・配布
パンフレット「事業系廃棄物 減量とリサイクル」を作成し、事業所へ直接送付・商工会等を通じて配布している。(1)	パンフレットの作成・配布
業種別の廃棄物組成や減量手法を解説するとともに先進事例を紹介するパンフレットを作成し、配布している。(1)	新たに大・小規模事業者への対策を追加
国の緊急雇用創出事業を利用して、大規模小売店舗を対象とした「一般廃棄物実態調査」を実施。(1)	新たに大・小規模事業者への対策を追加
少量排出量事業所を限定し市が事業系一般廃棄物を収集する、市独自の「特定ごみ制度」(1)	罰則の強化
ごみの分別を義務付け、事業系廃棄物を家庭ごみの集積場所に排出行為を禁止。違反行為に対して改善を促す手続き(勧告、公表、命令)と罰則(過料)を定めている。(1)	罰則の強化
事業系ごみ搬入車両の展開調査を行い、違反物(他自治体からの持込み、産廃等)の有無を調査。結果により搬入業者を指導する。地域自治会と共同で、適正排出を呼びかけるポスターを回覧する。(1)	地域と共同となった対策
市内にて「ごみ減量大戦線」を実施し、市民へごみ減量を呼びかけている。(1)	地域と共同となった対策
近隣自治体に生ごみの民間堆肥化施設があるため、相手側自治体とも連絡調整を図り、市内の大口生ごみ排出事業者を中心に情報提供を行っている(一般廃棄物処理実施計画にも位置つけた施策)。(1)	近隣自治体と共同での対策

表 16 から、特色のある対策としては「事業系古紙の減量化対策」、「パンフレットを作成して事業所へ直接送付」、「新たに大・小規模事業者への対策を追加」、「罰則の強化」、「地域と共同となった対策を行う」、「近隣の自治体と共同で対策を行う」というものが挙げられている。

(2) 自治体による事業系ごみ減量施策の比較評価

事業系ごみ減量施策の比較評価を行った結果、主に 10 点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる 2 点について以下に記す。

1) 各減量施策を講じたことによる事業系ごみ減少割合の平均について

手数料値上げ、搬入規制、減量計画書提出義務付けが講じられたことによる事業系ごみ処理量の減少割合について、それぞれの平均値を調べた。事業系ごみ減少割合とは、各減量施策が講じられた年度の前年度、次年度の事業系ごみ処理量から算出したものであり、その結果を表 17 に示す。なお、事業系ごみ処理量減少割合を算出するに当たっては、各施策が講じられた年度の前後 2 年(講じられた年度の前年度から、講じられた年度の次年度まで、の意味)の間に他の施策を開始した自治体は除いている(表 18 も同様、表 8 は特に除いていない)。

表 17 から、処理手数料値上げに伴う事業系ごみ処理量減少割合の平均は-2.9%、搬入規制に伴う事業系ごみ処理量減少割合の平均は-9.5%、減量計画書提出義務付けに伴う事業系ごみ処理量減少割合の平均は-1.8%であった。特に搬入規制の効果が大きいことがわかる。処理手数料値上げと減量計画書提出義務付けは同程度の効果であった。

表 17 ごみ減量施策を行った後の事業系ごみ処理量増減割合

施策	施策を講じたことに伴う事業系ごみ処理量増減割合の(%)
搬入規制	-9.5
処理手数料値上げ	-2.9
減量計画書提出義務付け	-1.8

2) 施策を行った自治体のうち、事業系ごみ処理量が減少した自治体数について

手数料値上げ、搬入規制、減量計画書提出義務付けを行った自治体のうち、事業系ごみ処理量が減少した自治体数の割合について表 18 に示す。なお、表 18 中の「事業系ごみ処理量が減少となった自治体」とは、施策が講じられた年度の前年度の事業系ごみ処理量と次年度の事業系ごみ処理量から事業系ごみ処理量増減割合を算出した結果、値がマイナスとなった自治体のことを意味する。

表 18 から、処理量が減少した自治体数の割合として最も高かったのは搬入規制で約 84%であることがわかる。次いで処理手数料値上げに伴い 70%の自治体で事業系ごみ処理量が減少、減量計画書提出義務付けに伴い約 67%の自治体で事業系ごみ処理量が減少となった。

表 18 減量施策を行った自治体のうち、事業系ごみ処理量が減少した自治体の割合

施策	施策を行った自治体数	事業系ごみ処理量が減少となった自治体数	ごみ処理量が減少した自治体数の割合
搬入規制	19	16	84.2%
処理手数料値上げ	20	14	70.0%
減量計画書提出義務付け	9	6	66.7%

5. 結論

(1) 目的 1 の結論

事業系ごみ減量施策の実施実態について、主に次のことが明らかになった。

ごみ処理手数料を改定している自治体のうち「ごみ処理コストとのバランスを勘案」して改定という自治体が全体の約 50%にのぼった。

搬入規制を行っている自治体のうち、事業系古紙を搬入規制の対象としている自治体は全体の約 40%であったが、そのうち 95%の自治体で事業系可燃ごみ量が減少しており、事業系可燃ごみ量の減少割合は平均で約 10%の減少であった。

全体の 60%を超える自治体が大規模事業者に減量計画書提出義務付け、訪問指導を行っている。

事業系ごみ減量化マニュアルの作成・配布を行っている自治体は全体の 60%であるが、そのうち大規模事業者と中・小規模事業者とで区別して作成している自治体は全体の 13%に過ぎない。また、減量化マニュアルを HP で公開している自治体は全体の 37%であった。

廃棄物管理責任者の職務内容について規定している自治体は全体の約 40%であり、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を実施している自治体は全体の約 2 割である。

(2) 目的 2 の結論

施策が講じられたことに伴う、事業系ごみ増減割合の平均(各施策が行われた年度の前年度 1 年の事業系ごみ処理量データを把握している自治体)について、主に次のことが明らかになった。

処理手数料値上げに伴うごみ処理量増減割合の平均パーセントは-2.9%、搬入規制は-9.5%、減量計画書提出義務付けは-1.8%であった。

施策を講じたことに伴う、ごみ処理量が減少した自治体数の割合比較は、搬入規制が 84.2%、処理手数料値上げが 70%、減量計画書提出義務付けが 66.7%であった。

平均のごみ減量パーセント、ごみ減量自治体数の割合の両方で「搬入規制」が最も効果的であることが示された。

6. 今後の課題

本研究では、事業系ごみ減量施策が講じられた後にごみ処理量が増加した自治体について検証することが出来なかったため、今後はこの点について詳しく見ていく必要があると考える。それと同時に、減量施策が平成 20 年度に開始された自治体も多く、これらの施策に伴いごみ処理量がどのように変化するかという点についても見ていく必要があると考える。